

『岡山歴史研究会』会則

(目的)

第1条 本会は、歴史愛好家のための団体として、同好の士の相互交流と友好親睦を図りつつ、情報交換や成果の発表並びに研究への支援・協力を資することを目的とする。

(名称および組織)

第2条 本会は『岡山歴史研究会』と称する。

- 2 本会は『全国歴史研究会』本部との密接な連携のもとに、全国の同好の士との交流をも積極的に推進する。
- 3 本会の事務局を事務局長宅に置く。

(会員)

第3条 本会の目的および趣旨に賛同する者は会員になることができる。

会員は、総会において議決権を有し、会誌の配布を受け、また諸事業に参加することができる。

会員は、所定の会費を納入しなければならない。

- 2 本会の会員は、権利と義務の履行については平等であり、会の円滑な運営のために互いに協力し、その発展のために尽力し合うことに努める。
- 3 会員で、本会の発展に貢献した者は、役員会の議を経て表彰し、あるいは名誉会員とすることができる。
- 4 会員で、本会の名誉を著しく傷つける行為のあった時は、総会の議を経て除名することができる。

(事業)

第4条 本会は、次の諸事業を行う。

- (1) 定例研究会の開催
- (2) 研究会・講演会・懇談会・見学会の主催
- (3) 歴史研究に関わる諸行事についての他団体または他機関との共催あるいは後援
- (4) 会員の研究論文・調査資料等の発表並びに刊行のための支援
- (5) 会員の研究テーマに対する相互協力

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
事務局長	1名	運営委員	若干名
会計	1名	監事	2名

- 2 役員を選任は、総会の承認を経て決定する。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 役員会は、必要に応じて随時行う。

(役員職務)

第6条 役員職務は次のように定める。

会長は会務を統括し会を代表するとともに総会の議長を務める。

- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときまたは会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 運営委員は本会事業の企画運営に当たるとともに会務を処理し関係機関地域との連携に努める。
- 4 事務局長は本会の事務を担当する。
- 5 会計は本会の会計を処理する。
- 6 監事は本会の会計を監査し総会に報告する。

(顧問)

第7条 本会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び顧問は、会長が役員承認を経て委嘱する。

(総会)

第8条 本会の定期総会は、年1回年度当初に開催し、臨時総会は、役員会の要請によって会長が招集する。

- 2 総会の議決は、委任状を含めた出席者の過半数の賛同によって決する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費・寄付金・その他収入によってこれをまかなう。

- 2 会費については、別表にこれを定める。
- 3 会則第4条に掲げた諸事業に要する経費は、参加者の負担によってこれをまかなう。
- 4 会員が例会などの講師となり、あるいは、外部より講師を招聘した場合は、相応の謝礼を贈呈する。

(会計)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

- 2 前年度決算並びに新年度予算は、規約第6条に掲げた定期総会に報告し、承認を得なければならない。

附則

- 1 本会則は、平成22年10月14日に発効する。
- 2 平成22年度の会計年度は、会則第10条の規定にかかわらず、本会発効の日から平成23年3月31日とする。
- 3 この改正会則は平成24年4月1日より施行する。
- 4 この改正会則は平成25年4月1日より施行する。
- 5 **別表2 会費については平成28年4月1日から施行する。**

別表

- 1 会員
個人会員とする

- 2 会費
年額3,000円とする。

年度中途の入会者については、10月1日以後に入会した場合に限り、当該年度は年額1,500円とする。